

九州北部の大雨により被害を受けられました皆さまへ

保険契約の更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたびの令和元年8月の前線に伴う九州北部の大雨により被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆様へ

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、更新手続き（契約のお申込みと保険料のお支払い）につきまして、災害救助法が適用された日から最大2ヶ月間猶予する特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、下記の当社受付窓口までお申し出ください。

お客様相談室フリーダイヤル：0120-936-269（受付時間：平日9:00～18:00）

【災害救助法適用地域と法適用日】

適用都道府県	適用地域	法適用日
佐賀県	佐賀市(さがし) 唐津市(からつし) 鳥栖市(とすし) 多久市(たくし) 伊万里市(いまりし) 武雄市(たけおし) 鹿島市(かしまし) 小城市(おぎし) 嬉野市(うれしのし) 神埼市(かんざきし) 神埼郡吉野ヶ里町(かんざきぐん よしのがりちょう) 三養基郡基山町(みやきぐん きやまちょう) 三養基郡上峰町(みやきぐん かみみねちょう)	2019年8月28日

	三養基郡みやき町(みやきぐん みやきちょう) 東松浦郡玄海町(ひがしまつうらくん げんかいちょう) 西松浦郡有田町(にしまつうらくん ありたちょう) 杵島郡大町町(きしまぐん おおまちちょう) 杵島郡江北町(きしまぐん こうほくまち) 杵島郡白石町(きしまぐん しろいしちょう) 藤津郡太良町(ふじつぐん たらちょう)	
--	---	--

以上